

警報発令時に伴う措置について

滋賀県南部におきまして、台風などによる災害発生の可能性がある場合には、お子様の安全を確保するため、**暴風警報、暴風雪警報**または「**大雨・暴風・大雪に関する特別警報**」が発令されている時間中、保育園を休園させていただきます。

また、令和8年5月下旬より、**大雨危険警報レベル4**の発令中においても、保育園を休園することとなりました。

警報等発令の際には、下記の通りの対応となりますので、ご確認の程よろしく願いいたします。

台風接近等による災害発生の可能性がある場合の対応

1. 朝の6時00分の時点で、次の場合、休園となります。

大津市に**暴風警報、暴風雪警報**または「**大雨・暴風・大雪に関する特別警報**」ならびに、**大雨危険警報レベル4**が発令されている場合

2. 保育時間中に**暴風警報・特別警報・大雨危険警報レベル4**が発表された場合

警報が発令された時点で、保護者の皆さまにご連絡をさせていただきますので、早急にお迎えに来ていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

3. その他

(1) 上記1により午前6時00分の時点で休園となっても、午前中に解除された場合には、園舎内外や近隣道路などの安全を確認し、保育士配置基準を満たしたうえで、保育を再開できる時間を一斉メールで周知いたします。

その場合、準備の都合上、給食の提供はできないため、昼食をご用意いただくか済ませてからの登園にご協力ください。

(13時以降が開園時間となった場合は、昼食は済ませてからの登園をお願いいたします。)

なお、午前中で解除されても、保育が提供できる状況でない場合、やむを得ず休園になる場合もありますのでご了承ください。

(2) 台風等の非常時には、給食食材の手配の都合上、通常開園の場合でも献立内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

(3) 台風の進行速度等により、翌日に上記警報等が発令された場合も同様の取り扱いとなります。

(4) 突発的な豪雨等により、園児の登園に危険が予測される場合は、安全に十分留意し、登園いただきますように、お願いいたします。

※特別警報につきましては、滋賀県防災ポータルを基準として判断させていただきます。

滋賀県防災ポータル dis-shiga.jp